新たな「道民の森」活用方針
（素案）

令和　年（　　年）　月

北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課

目　次

第１　はじめに P1
１　見直しの背景 P1
２　方針の位置付け P1
３　方針の期間 P1

第２　「道民の森」の現状と課題 P1
１　沿革 P1
２　現状 P2
（１）各地区の概況 P2
（２）利用者数 P2
３　これまでの取組の検証 P3
（１）目標指標の達成状況 P3
（２）現行方針の検証 P4
ア　森林体験学習の充実強化
イ　森林づくり活動フィールドの提供
ウ　教育関係機関との連携強化
エ　各地の取組への支援
オ　民間ノウハウの活用
カ　情報収集と発信の強化
キ　適切な施設の維持管理
４　課題 P5
（１）森林に関心をもってもらうための仕掛けづくり P5
（２）森林づくり活動の促進 P5
（３）利用者の満足度を高めるサービスの向上 P5
（４）管理運営方法の見直し P5

第３　活用方針の基本的な考え方 P6
１　あるべき姿 P6
２　実現に向けた視点 P6
（１）様々な世代が森林とふれあう機会の創出 P6
（２）森林体験学習や森林づくり活動のフィールドの提供 P6
（３）地域や企業・団体と連携したサービスの向上 P6
（４）安定的な運営体制の構築 P6

第４　目標指標 P6
１　「道民の森」の利用者数 P7
２　催事プログラムへの参加者数 P7
３　教育機関等及び企業等の森林づくり活動及び研修の場としての利用回数 P7

第５　活用の方向性 P7
１　様々な世代が森林とふれあう機会の創出 P7
（１）プログラムの充実 P7
ア　多様なプログラムの提供
イ　ボランティア団体等の活用
（２）「協働の森林づくり」活動の拠点としての活用促進 P7
ア　「道民の森」の特色のＰＲ強化
イ　道民の森ファンの拡大
２　森林体験学習や森林づくり活動のフィールドの提供 P8
（１）教育関係機関等による森林フィールドの活用 P8
（２）企業等による森林フィールドの活用 P8
ア　多様化するニーズへの対応
イ　育樹を含めた継続的な利用の促進
３　地域や企業・団体等と連携したサービスの向上 P9
（１）「食と観光」による地域連携 P9
（２）企業・団体等との連携による新たな体験サービスの創出 P9
４　安定的な運営体制の構築 P9
（１）相談窓口の強化 P9
（２）施設・設備の維持管理等 P9
ア　利用環境の整備
イ　計画的な維持管理
ウ　インフラストックの適正化
（３）管理運営方法 P10
ア　様々な販売手法の活用
イ　収入の多様化
ウ　民間ノウハウの活用
（４）会議の設置 P10

第６　各地区の活用形態 P11

第１　はじめに

１　見直しの背景

「道民の森」は、森林のもたらす恵みを享受し自然と共に生きる心を培うことを目的に道が設置した、当別町と月形町にまたがる森林利用施設であり、平成２年の開園以来、多くの道民の方々に利用されています。

道では、開園から 20 年以上が経過し、利用者数の減少や施設等の老朽化等への対応が必要となったことから、平成 27 年 10 月に「道民の森」の活用方針を策定し、森林体験学習の充実強化や森林づくり活動フィールドの提供など「森に学ぶ」機能の充実強化を図るとともに、各地区の活用形態に応じ、利用する施設の長寿命化対策等を行ってきました。

また、この間、平成 28 年に北海道森林づくり条例を改正し、本道発祥の木育を条例に位置付け、さらに平成 30 年には、全国初の「北海道植樹の日・育樹の日条例」を制定するなど、道民との協働による森林づくりを推進してきました。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が進行する中、新型コロナウィルス感染症の影響により、「道民の森」の利用者数が大幅に減少するなど、「道民の森」を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、近年、気候変動問題やＳＤＧｓに対する道民や企業等の関心が高まってきており、植林や森林由来クレジットの購入など様々な形で道民との協働による森林づくりを通じて、森林の多面的機能の持続的な発揮を実現していくことが重要となっています。

こうした状況や「道民の森」におけるこれまでの取組の検証と課題を踏まえて、地区毎の特性や利用者ニーズを考慮した上で、新たな魅力を構築し、「道民の森」の活用促進を図るため、令和８年度以降の活用方針を策定するものです。

２　方針の位置付け

本方針は、「道民の森」のあるべき姿、具体的な活用の方向性などを定めるものであり、北海道森林づくり基本計画の「道民との協働による森林づくり」の長期的な目標（めざす姿）の達成に資するものです。

３　方針の期間

本方針に基づく取組期間は、指定管理期間との整合を考慮し、令和 18 年度までの 11 年間とします。

第２　「道民の森」の現状と課題

１　沿革

・昭和 60 年（1985 年）　「国際森林年」を契機に、道民の森構想計画の検討を開始
・昭和 61 年（1986 年）　「道民の森構想計画」を策定
・平成元年　（1989 年）　「道民の森基本計画」を策定

・平成２年　（1990 年）　神居尻地区の開園
・平成４年　（1992 年）　牧場南地区の開園
・平成５年　（1993 年）　青山ダム地区、一番川地区及び月形地区の開園
・平成９年　（1997 年）　神居尻地区宿泊施設の一部を供用開始
・平成 11 年（1999 年）　「道民の森」５地区の全面供用開始
・平成 16 年（2004 年）　青山中央地区の開園
・平成 18 年（2006 年）　指定管理者制度を導入
・平成 20 年（2008 年）　神居尻地区水源の森において、協働の森づくりを開始
・平成 27 年（2015 年）　「道民の森」の活用方針を策定
・平成 28 年（2016 年）　活用方針に基づき青山ダム地区の施設利用を廃止
（「森林づくり活動の場」へ用途変更）
・令和６年　（2024 年）　活用方針に基づき牧場南地区の施設利用を廃止
（「森林づくり活動の場」へ用途変更）

２　現状

（１）各地区の概況

地区名	位置付け（H27 策定方針）	主な施設
神居尻	森林学習を主体とした中心施設	総合案内所、森林学習センター、コテージ、林間キャンプ場、デイキャンプ場、登山道
青山ダム	ボランティア団体等による森林づくり活動の場	－
牧場南	ボランティア団体等による森林づくり活動の場	－
一番川	森林とふれあいながら学ぶ	オートキャンプ場、自然体験キャンプ場、登山道
月形	森林の活用を学ぶ	バンガロー、学習キャンプ場、木工芸館、陶芸館
青山中央	情報の収集発信の場	案内所、トイレ

（２）利用者数

「道民の森」の利用者数は、平成 12 年度の 27 万人をピークに、その後、少子化、レジャー活動の多様化及び一部施設の廃止による影響などで次第に減少し、平成 28 年度から令和元年度までは 13 万人台で推移していました。

令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大（以下「コロナ禍」という。）の影響で休園期間（令和２年度：31 日間　令和３年度：83 日間）が生じ、令和３年度は７万人程度まで落ち込みました。

令和４年度以降は通常の開園期間となったものの、コロナ禍以前の利用者数まで回復せず、漸減傾向が続いており、令和６年度も９万人程度とコロナ禍前の水準まで回復するには至っていません。

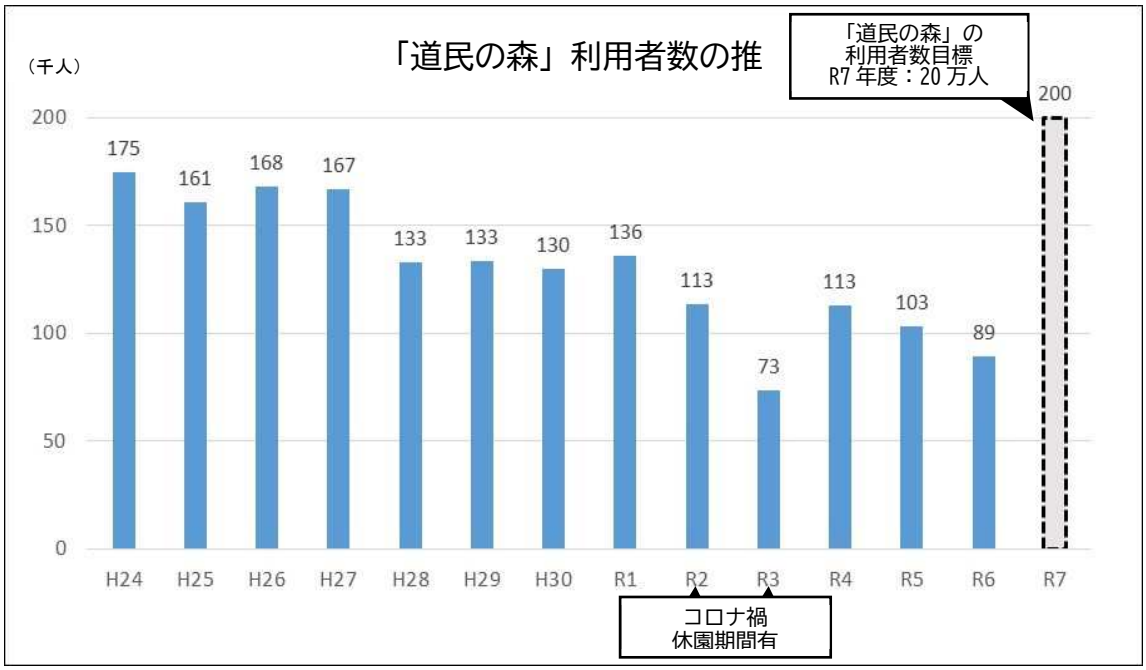

図1.「道民の森」利用者数の推移

3　これまでの取組の検証

道では、「道民の森」の活用方針（平成 27 年 10 月策定）に基づき、「道民の森」のあるべき姿を、『「協働の森林づくり」の拠点となるよう、「森に学ぶ」機能を充実強化し、森林づくりへの理解と参加を促す』として、取組を推進してきました。

（１）目標指標の達成状況

活用方針では、新たな利用者を確保するとともにリピーターを増加させるという考え方に基づき、「道民の森」の利用者数（平成 25 年度：16 万人）を平成 37 年度（令和７年度）に 20 万人とする目標を立てましたが、前記２（２）のとおり、達成は難しい状況です。

利用者数について、地区別の推移を見ると、神居尻地区、一番川地区及び月形地区では、コロナ禍を契機に民間のキャンプ場など類似の施設が増加したことなどから利用者数が減少し、その後、コロナ禍前の状況まで回復していません。

一方で、青山中央地区ではコロナ禍で減少したものの、ほぼコロナ禍前の状況まで回復しています。

地区別利用者の推移　（単位:千人）

地区	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
神居尻	65	62	61	65	49	35	52	48	39
青山ダム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧場南	4	7	7	6	6	3	5	4	0
一番川	19	17	13	14	16	10	11	9	8
月形	20	22	25	24	21	13	24	19	16
青山中央	26	25	25	26	21	13	21	23	27

※青山ダム地区は平成 28 年度から、牧場南地区は令和6年度から施設利用廃止

（２）現行方針の検証

ア　森林体験学習の充実強化

・内容：年齢や森林づくり活動の経験等に応じ、楽しく森林を体験し、学ぶプログラムの開発・提供など

・検証：森林活動指導者等で構成する会議の意見を踏まえて、森林体験学習プログラムを開発し、催事（イベント）や小学校の宿泊学習等を通じて提供しているが、利用者のニーズを踏まえ、幅広い世代が森林とふれあうことができるよう、更なるプログラムの充実が必要

イ　森林づくり活動フィールドの提供

・内容：神居尻地区において、民間企業又は団体（以下「企業等」という。）との協定締結による森林づくりや、誰でも気軽に植樹体験できる「エコ・チャレンジの森」の取組などを実施したほか、青山ダム地区及び牧場南地区をボランティア団体等による森林づくり活動のフィールドとして提案した。

・検証：企業等による森林づくりは一定の実績を得られたが、植樹活動が大半を占めるため、育樹までつなげる取組が必要。また、青山ダム地区及び牧場南地区は、関心を示すボランティア団体等がなく、活動につなげることができなかった。

ウ　教育関係機関との連携強化

・内容：「総合的な学習の時間」等による学校利用の推進など

・検証：教育関係機関等へプログラム等を周知するとともに、ニーズを把握したほか、教員や学生の研修の場として活用したが、コロナ禍以降は取組が中断。また、「道民の森」の立地が学校から遠いことや周辺施設との競合のほか、物価高騰による移動手段の確保の困難などから、利用が低迷した。

エ　各地の取組への支援

・内容：各地の自然体験施設へのプログラムの提供など

・検証：「道民の森」の活動内容等を積極的に普及するため、パンフレットの配架を行ったほか、各地の自然体験施設へプログラムを提供したものの、一部施設への普及に留まっている。

オ　民間ノウハウの活用

・内容：森林活動指導者等で構成する会議の設置、プログラムの開発など

・検証：森林活動指導者や地元自治体等で構成する「「道民の森」運営等連絡会議」を設置し、当該会議の意見を踏まえて、森林学習体験プログラムの開発を行ったほか、企業等とのコラボイベントを開催した。

カ　情報収集と発信の強化

・内容：インターネット等を活用したアンケートの収集対象の拡大と発信の強化など

・検証：「道民の森」のホームページを改定したが、利用者増に繋がっていないため、更なる効果的な情報発信が必要

キ　適切な施設の維持管理

・内容：長寿命化対策を行い、維持費の急増抑制など効率的な管理・運営を進める。

・検証：修繕工事を計画的に実施したものの、予期せぬ破損や故障の修繕が発生している。

４　課題

（１）森林に関心をもってもらうための仕掛けづくり

・環境意識の高まりなどを踏まえ、幅広い世代の方々が森林に関心をもつきっかけとなり、道民ひとり１本植樹・育樹運動につながるような多様で特色のあるプログラムを提供する必要があります。

・「道民の森」の魅力や価値について、ホームページやＳＮＳ等を活用し、効果的に発信する必要があります。

（２）森林づくり活動の促進

・ＳＤＧｓに対する関心が社会全体で高まる中、社会貢献（ＣＳＲ）活動や企業価値の向上といった経営戦略の一環として森林づくり活動に参画する企業等が増えているため、こうした企業等のニーズに応える必要があります。

・森林づくりの活動フィールドを利用している企業等の多くは、数年間の植樹活動や下草刈りまでの育樹活動で終了している事例が多いことから、企業等に対し、除伐、枝打ちなどの育樹活動も含めた継続的な森林づくり活動の実施に向けた働きかけが必要です。

・教育関係機関による活用促進に向けて、地球温暖化対策やＳＤＧｓの達成と森林づくりの関係など学習指導要領の記述を踏まえたプログラムの更新が必要です。

・平日の利用が期待できる教育関係機関や企業等へ働きかけ、稼働率の向上を図ることが必要です。

・「道民の森」には、植林後の若い林から間伐が必要な人工林、様々な樹種からなる天然林まで多様な森林が存在していることから、こうした広大で多様な森林を活用して、森林づくりの担い手向けの林業技術の研修ニーズに応える必要があります。

（３）利用者の満足度を高めるサービスの向上

・地域と連携して地元の食材を活用した食事を提供することや、企業・団体等と連携し、「道民の森」がもつ森林レクリーエションのポテンシャルを最大限に活用した新たな体験サービスを提供することにより、利用者へのサービス向上を図る必要があります。

（４）管理運営方法の見直し

・利用者が「道民の森」の過ごし方を気軽に相談できる窓口の機能強化が必要です。

・教育機関等の利用を促進するため、団体利用の予約開始時期を見直す必要があります。

・安心で快適な利用環境づくりを行うため、通信環境や野生動物対策の設備等を整備する必要があります。
・「道民の森」の主要施設は、建築後 30 年以上が経過し、経年劣化や雪害、凍害により屋根や外壁等に傷みが見られ、予期せぬ破損や故障により運営の支障となる可能性があることから、今後も長寿命化対策等を行い、維持費の急増を抑制しながら、効率的な管理・運営を進める必要があります。また、利用者ニーズ等を考慮し、管理体制を見直すとともに、廃止を検討する必要があります。
・近年、インターネットによる施設予約の割合が増加していることから、利用者のニーズに応じた販売手法を導入する必要があります。
・持続的で安定的な運営を目指すため、収入の多様化を検討することが必要です。
・公共と民間が連携した最適な公共サービスの提供を実現するため、民間ノウハウの更なる活用を検討する必要があります。

第３　活用方針の基本的な考え方

１　あるべき姿

「道民との協働による森林づくり」に向けて、道民運動としての木育を推進するため、多くの道民が森林づくりに参加できるよう、「森で遊び」「森に学び」「森を育てる」機能を充実させるとともに、地域等と連携して新たな魅力を構築し、道民一人ひとりが森林や木材にふれ親しむ活動の拠点となる施設を目指します。

２　実現に向けた視点

あるべき姿を実現するため、次の４つの視点に基づいて、「道民の森」の活用を進めていきます。

（１）様々な世代が森林とふれあう機会の創出

森林づくりに対する道民の理解を促進するため、子どもから大人まで幅広い世代の道民が森林や木材にふれ、親しむ場として「道民の森」を活用します。

（２）森林体験学習や森林づくり活動のフィールドの提供

教育関係機関による森林体験学習や企業等による森林づくり活動を促進するため、より身近な活動フィールドや研修の場として「道民の森」を活用します。

（３）地域や企業・団体と連携したサービスの向上

森林を活用した体験サービス等の提供を通じて、地域や企業・団体と連携した利用を推進するモデルを創出します。

（４）安定的な運営体制の構築

民間の経営やマーケティングのノウハウ・技術を生かして運営の安定化を進めます。

第４　目標指標

近年、利用者数はコロナ禍により大幅に落ち込んだものの、道民運動としての木育

を推進するため、道内を中心に多くの方々に訪れていただけることを目指し、利用者数を目標指標として設定します。

また、前記第３の２の視点を踏まえて、多くの方々が森林に親しむきっかけとなる目標指標を新たに設定します。

１　「道民の森」の利用者数

令和６年度（実績）：８万９千人　令和 18 年度（目標）：15 万人

２　催事プログラムへの参加者数

令和６年度（実績）：4,899 人　令和 18 年度（目標）：8,300 人

３　教育機関等及び企業等の森林づくり活動及び研修の場としての利用回数

令和６年度（実績）：157 回　令和 18 年度（目標）：270 回

第５　活用の方向性

前記第３の２の視点を踏まえて、次の取組を展開していきます。

１　様々な世代が森林とふれあう機会の創出

（１）プログラムの充実

ア　多様なプログラムの提供

子どもから高齢者まで幅広い世代が森林とふれあい、森林の多面的機能を理解することができるよう、ターゲットを明確にし、多様で特色のあるプログラムを提供します。

・幅広い世代を対象に、道民一人ひとりが森林づくりに積極的に参加することができるプログラムを提供します。

・小中学生を対象に、木工芸館を活用して木とふれあう活動を促進するプログラムを提供します。

・遊び・学び・育てるのテーマごとに体系的なプログラムを設定します。

イ　ボランティア団体等の活用

森林づくりに対する道民の理解促進のため、森林のガイド等を行う「道民の森」をフィールドとしたボランティア団体等との連携を強化します。

（２）「協働の森林づくり」活動の拠点としての活用促進

ア　「道民の森」の特色のＰＲ強化

森林づくりの基本理念を共有し、「道民の森」の魅力や価値を広く周知するため、類似施設との差別化を意識し、「協働の森林づくり」活動の拠点として、「道民の森」ならではの遊び・学び・育てる一連のイベント情報のほか、「道民の森」が有する森林の多面的機能を利用者に分かりやすく伝えます。

・キャンプ場を設置していることなど各地区の特色や臨場感のある場面を、ホームページやＳＮＳ等を活用して分かりやすく発信するほか、商業施設等でのパンフレットの配布など、北海道発祥の木育を体験する場として「道民の森」をＰＲします。

・キャンプ場の新規利用者が安心して来園できるよう、シャワーなどの設備があることなど、施設の内容を詳しく発信します。
・魅力や楽しみ方が伝わるようなキャッチフレーズを募集します。

イ　道民の森ファンの拡大

新たな利用者の確保と継続的な利用を促進するため、「道民の森」の利用者はもとより、包括連携協定を締結している民間企業等との接点を持ち続ける会員制度「道民の森ファンクラブ（仮称）」を導入します。

2　森林体験学習や森林づくり活動のフィールドの提供

（1）教育関係機関等による森林フィールドの活用

教育関係機関等に対し「道民の森」の利用を促すため、学校や教育委員会等のニーズを反映しながら、修学旅行等を含めた森林学習の機会を提供します。

・学校や教育委員会、福祉関係団体に対して周知を図り、学習指導要領の記述を踏まえた最新のニーズを把握します。なお、周知に当たっては、観光関係団体と連携することを検討します。
・子どもたちが森林を身近に感じ、親しみ、森林の多面的機能に対する理解を深めることができるよう、特色あるプログラムを動画や写真を活用して紹介します。
・森林体験学習の効果を高めるため、森林の動物・植物や森林のはたらきを学校で事前に学習する勉強会を開催します。
・地域の特性を踏まえ、充実した学びの場を提供するため、地域の教育関係機関との連携を強化します。

（2）企業等による森林フィールドの活用

ア　多様化するニーズへの対応

企業等による生物多様性保全への貢献など環境意識の高まりを踏まえ、「道民の森」が企業等による森林づくり活動のほか、研修やワーケーションの場として選ばれるため、企業等のニーズ把握・分析を行うとともに、企業等に対して宿泊も含めた具体的なプログラムを提案します。

・企業等の研修等の場としてモデルプランを設定するとともに、食事の提供先を紹介するなど、より具体的な提案を行うことで平日稼働率の向上を図ります。
・企業の森林づくりのフィールドをより身近に感じることができるよう、森林の魅力を SNS 等で情報発信します。また、企業等による森林づくり活動の実績を情報発信します。
・森林づくりを担う人材を育成するため、林業技術の向上を目的とした研修の利用促進を図ります。

イ　育樹を含めた継続的な利用の促進

現状では植樹活動が大半を占め、活動期間が数年間に限定されていることから、育樹を含めた継続的な取組を提案するほか、従業員やその家族、地域との連携を含めた活動の場として、道民の森各施設の利用を提案します。

また、企業等の活動によって整備された森林の現状を調査するとともに、専門家や関係者等の参加のもと、今後の森林づくりの方向性を検討します。

・協定期間中又は協定期間終了後の企業等に協定期間の延長や協定の再締結を提案します。

・森林づくりの方向性に沿った育樹等の取組を企業等に提案します。

3　地域や企業・団体等と連携したサービスの向上

（1）「食と観光」による地域連携

「食と観光」を切り口とした利用者へのサービス向上のため、地域との連携を強化します。

・地元市町村や観光協会と連携し、地元食材を活用した食事を提供する移動販売車の誘致などにより、利用者の利便性向上を図ります。

・近隣の食・観光施設と「道民の森」を周遊する仕組みを検討します。

・利用者のニーズに応じた地域の食や観光と一体となった利用プランを効果的に情報発信します。

（2）企業・団体等との連携による新たな体験サービスの創出

企業・団体等と連携し、「道民の森」の多様で広大な森林を活用した新たな体験サービスを提供します。

・登山道を有する特色を活かし、登山とセミナーや研修、宿泊などを組み合わせたプログラムを提供します。

・多様で広大な森林におけるアウトドア活動などのプログラムを提供します。

4　安定的な運営体制の構築

（1）相談窓口の強化

利用者の多様なニーズへ適確に対応できるよう、相談窓口を強化します。

・公式ホームページ内に利用者からの問合せや要望を随時受け付ける機能を追加します。

・利用者の希望に合わせた「道民の森」の楽しみ方を提案します。

（2）施設・設備の維持管理等

ア　利用環境の整備

利用者が安全で安心・快適に滞在できるよう、通信環境や野生動物対策の設備等を整備するとともに、野生生物への注意喚起を行います。

・アブなどの虫対策やヒグマに関する情報などを適時に発信します。

イ　計画的な維持管理

利用者の安全確保や、維持管理に係るコスト縮減・平準化のため、施設の長寿命化対策の実施や設備の計画的な修繕により維持費の急増を抑制します。

ウ　インフラストックの適正化

利用者のニーズ、老朽化の進行状況、今後の活用による効果のほか、施設の配置なども考慮し、管理体制を見直すとともに、不要な施設については廃止を検討します。

（３）管理運営方法

ア　様々な販売手法の活用

新たな利用者の確保に向けて、インターネットを活用した販売経路の多様化を検討します。また、団体利用者の利便性の向上につながるよう、予約開始時期の見直しを検討します。

・民間予約サイトを活用した販売を実施します。

・企業に対し、福利厚生としての利用提案を行います。

イ　収入の多様化

持続的で安定的な施設運営を実現するため、多様な収入を獲得できるよう検討します。

・クラウドファンディングの企画を検討します。

・地域、企業、観光関係団体と連携して、「道民の森」限定商品の企画を行います。

ウ　民間ノウハウの活用

公共と民間が連携した最適な公共サービスの提供を実現するため、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）の導入等について検討することとしますが、当面は現行の指定管理者制度での運用とします。

（４）会議の設置

「道民の森」の活用に向けた取組を推進していくため、森林づくりや観光、アウトドア等に関する有識者及び地元自治体関係者で構成される会議を設置します。

第６　各地区の活用形態

前記第３の２の視点を踏まえて、次のとおり、各地区を活用します。

地区名	現　　状	今　　後
神居尻	森林学習を主体とした中心施設として、学校の宿泊学習との連携を図り、森林体験学習プログラムを充実させるなど、学習機能を強化するとともに、企業等による植樹をはじめとしたフィールドとして活用	森林学習による活用のほか、幅広い世代を対象に、多様で広大な森林を活用した新たな体験サービスを提供するとともに、企業等による継続的な育樹等のフィールドとして活用
青山ダム	ボランティア団体等が自発的に森林整備を行うフィールドとして用途を転換したが、十分に活用されていない	企業等による森林整備を行うフィールドとして活用するが、有効に活用されていない施設があることから、管理体制を見直す
牧場南	同上	同上
一番川	主にオートキャンプ場や一般キャンプ場として活用し、初めて訪れた人でも体験しやすいプログラムを提供	同左
月形	バンガロー、キャンプ場利用者等に、木工芸や陶芸、キノコ作りの体験プログラムを提供	木工芸館を活用して木とふれあう活動を促進するプログラムを提供するなど、木育を体験する場として活用
青山中央	「道民の森」の玄関口として、各地区の情報発信を図っているが、道道通過者のトイレ利用が中心	情報発信機能を強化するとともに、企業等による森林整備を行うフィールドとして活用